

平素より電気通信政策にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

電気通信事業の運営にご活用いただくため、電気通信事業者として知っておいていただくことが必要な情報をお送りします。特定の事業者の方にのみ関係する資料には、タイトルの上に対象者を記載していますのでご確認をお願いします。

資料に関して、ご不明な点やご質問等がございましたら、各資料に記載している問合せ先へご連絡ください。また、届出の手続に関するご質問・ご相談は、5ページの各総合通信局等へご連絡ください。

<目次>

1. 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律について	2
2. 携帯電話不正利用防止法の本人確認等について	3
3. 電気通信事業者が行わなければならない手続について	5
4. 電気通信事業者が行わなければならない報告について	8
5. 消費者保護のための取組について	15
6. 利用者に関する情報の適正な取扱いの確保及び通信の秘密の適切な確保について	16
7. 電気通信番号使用計画の認定制度について	20
8. 「電話転送」に適用される法令について	21
9. 犯罪収益移転防止法の本人確認等について	22
10. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインについて	24
11. 電気通信紛争処理委員会の紹介	25
12. 対内直接投資等に係る事前届出について	26
13. 販売代理店の届出等の義務について	27

1. 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律について

(1) ユニバーサルサービス制度の見直しに伴い必要となる手続等について

第 217 回国会において成立した「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 46 号）」ではユニバーサルサービス制度を見直しており、特定の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業を営む電気通信事業者は変更届出を行うこと等が義務付けられているため、適切にご対応ください。

● 基礎的電気通信役務に係る業務区域等の届出

第 16 条第 1 項の届出における記載事項として、以下の事項が追加されました。

- ・（第一号基礎的電気通信役務（専らその者の設置する電気通信回線設備を用いて提供されるものその他これに準ずるもの（具体的には省令で定めるもの）に限る。以下この項目において同じ。）を提供する電気通信事業を営もうとする場合）第一号基礎的電気通信役務の種別※ごとの当該第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域及び当該業務区域にその全部又は一部が含まれる地域単位区域
- ・（第二号基礎的電気通信役務（専らその者の設置する電気通信回線設備を用いて提供されるものその他これに準ずるもの（具体的には省令で定めるもの）に限る。以下この項目において同じ。）を提供する電気通信事業を営もうとする場合）当該第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域及び当該業務区域にその全部又は一部が含まれる地域単位区域
- ・（第一号基礎的電気通信役務又は第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業を営もうとする場合）基礎的電気通信役務の提供に関する問い合わせを受けるための電話番号その他の連絡先

※固定電話や公衆電話等の種別

既に第 16 条第 1 項の届出をしている電気通信事業者（第一号基礎的電気通信役務又は第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者に限る。）は、上記の事項について施行日（令和 8 年 5 月 27 日）において変更があったものとみなし、施行日から 3 か月以内に第 16 条第 1 項の届出をする必要が生じます。

詳細は、以下の URL をご覧ください。

○改正法附則第 5 条及び第 6 条に基づく変更届出について

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/denkitsushin_suishin/tetsuzuki/02kiban02_04000874.html

なお、届出において記載された事項をもとに、総務大臣は基礎的電気通信役務台帳（一定の区域及び基礎的電気通信役務の区別※毎に、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者をまとめた台帳）を作成し、公表します。

※固定電話やブロードバンド等の区分



お問合せ先：総務省 総合通信基盤局 基盤整備促進課

電話：03-5253-5817 e-mail：univ@ml.soumu.go.jp

2. 携帯電話不正利用防止法の本人確認等について

携帯電話不正利用防止法^(※1)に基づき、携帯音声通信事業者（MVNOを含む。）、契約代理業者及び通話可能端末設備等^(※2)を事業として貸与するレンタル携帯電話事業者は、契約の際に相手方の本人確認を行わなければならない。また、本人確認記録を作成し、保存する必要があります。

※1 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律

※2 通話可能端末設備等：国内で通話可能な携帯電話・PHS（SIMカード単体の契約も含む。）のことであり、050アプリ電話も対象に含まれます。

（１）本人確認等について

本人確認手続

施行規則^(※3)に規定されている本人確認書類により、契約者の氏名・住居・生年月日（契約者が法人の場合は、当該法人の名称・所在地）を確認しなければなりません。

本人確認の方法は概ね以下のとおりです。詳細は総務省 HP をご確認ください。

対面手続の場合：（令和9年3月末まで）本人確認書類の提示を受ける方法

（令和9年4月1日以降）写真・ICチップ付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等）の提示を受けるとともに、当該書類に組み込まれたICチップに記録された氏名、住居、生年月日及び顔写真の情報を読み取る方法

非対面手続の場合：携帯電話事業者又はレンタル携帯電話事業者が提供するソフトウェア等を使用して、契約者本人の顔画像の送信を受け、写真・ICチップ付き本人確認書類に組み込まれたICチップに記録された氏名、住居、生年月日及び顔写真の情報の送信を受ける方法

※3 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則

＜本人確認書類の例＞

個人の場合：マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、パスポート 等

法人の場合：登記事項証明書、印鑑登録証明書 等

※法人との契約の場合は、法人の本人確認に加え、契約担当者の本人確認を行う必要があります。

本人確認記録の作成・保存

契約者の本人確認を行った後、速やかに本人確認記録を作成し、契約が終了した日から3年間は保存しておく必要があります。

※レンタル携帯電話事業の場合は、3日以内に本人確認記録を作成する必要があります。

本人確認記録として記録しなければならない事項の詳細は本項末尾記載の総務省 HP をご確認ください。

事業者に対する監督・刑事罰等

携帯音声通信事業者の場合

事業者による本人確認義務等の履行を確保するため、総務大臣は報告徴収、立入検査、行政指導等を行うことができ、報告徴収または立入検査に対する虚偽報告等は刑事罰の対象となります。また、総務大臣は、本人確認義務等に違反していると認めるときは、是正命令を行うことができ、これに従わない場合も刑事罰の対象となります。

レンタル携帯電話事業者の場合

本法に規定されている義務に違反した場合には、直ちに刑事罰の対象となります。

○ 携帯電話の犯罪利用の防止

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/050526_1.html



（２）携帯電話不正利用防止法等の改正について

近年の携帯通信サービスの不正利用の多様化・巧妙化等に対応するため、携帯電話不正利用防止法や、同法に基づく総務省令の改正により、本人確認の範囲、方法等の見直しが行われています。順次施行されていくこととなりますので、施行後は、改正後の法令に基づく対応をお願いします。

● 携帯電話不正利用防止法（法律）の改正について

本人確認義務等の対象となるサービスの見直し等を内容とする携帯電話不正利用防止法の改正法案が令和8年3月に国会に提出され、国会審議を経て、同年5月に成立・公布されました。主な改正内容は以下のとおりです。

- ① 近年の特殊詐欺等において携帯データ通信が不正利用されていることを踏まえ、従前の規制対象であった音声SIMに加え、データ通信専用SIMも本人確認義務等の対象に追加されます。

※ なお、規制対象となるSIMの種類については、具体的には今後総務省令において規定しますが、現時点では、SMS機能付きデータ通信専用SIMに限定し、IoT機能向けものは除外することを想定しています。

※ なお、改正法の施行日時点におけるデータ通信専用SIMに関する契約についても、自主的な本人確認を行っていなかった場合には、施行後一定の期間内に本人確認を行う必要があります（施行時利用者本人確認）。

- ② 短期滞在外国人のパスポート等による本人確認に関する規定が整備されます。
- ③ 警察署長が、携帯電話不正利用防止法に基づく契約者確認の求めに必要な範囲に限り、関係事業者（メッセージアプリ等の運営事業者等）に照会し、報告を求めることができる旨の規定が設けられます。
- ④ 携帯電話不正利用防止法に基づき携帯通信事業者がサービス提供を拒否できる場合に、特定の個人に提供する回線数の合計が一定数（総務省令で定める数）を超える場合が追加されます。
- ⑤ 法人契約等、契約者（契約名義人）と契約担当者が異なる場合において、一定の方法により、契約担当者が契約締結を行う権限・地位を有していることの確認が義務付けられます。

改正法の施行日は、公布後1年以内の政令で定める日とされています。今後、施行に向け、携帯電話不正利用防止法施行規則の改正により制度の詳細が定められることとなりますが、携帯電話サービスを提供する事業者の皆さまにあっては、確実に準備を進めていただくよう、お願いします。

● 携帯電話不正利用防止法施行規則（総務省令）の改正について

対面契約時の本人確認について、原則ICチップの読み取りの義務付け等を内容とする改正省令が令和9年4月1日付けで施行予定です。主な改正内容は以下のとおりです。

- ① 写真・ICチップ付き本人確認書類の提示を受けるとともに、当該書類に組み込まれたICチップに記録された氏名、住居、生年月日及び顔写真の情報を読み取る方法が新設されます。
- ② 写真なしICチップ付き本人確認書類（写真のないマイナンバーカード等）の提示を受けるとともに、当該書類に組み込まれたICチップに記録された氏名、住居及び生年月日の情報を読み取り、当該書類に記載されている住居にあてて、携帯音声通信端末設備等（SIMカード・契約書類等）を転送不要郵便物等として送付する方法が新設されます。
- ③ 写真付きICチップなし本人確認書類及び偽造・改ざん対策が施された本人確認書類については、書類の提示を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方の住居にあてて、携帯音声通信端末設備等を転送不要郵便物等として送付する必要があります。写真及びICチップがなく、偽造・改ざん対策が施されていない本人確認書類は本人確認書類として用いることができなくなります。
- ④ 特定事項伝達型本人限定受取郵便等を用いる方法についても、本人確認書類の提示を受ける方法から、写真・ICチップ付き本人確認書類の提示を受けるとともに、当該書類に組み込まれたICチップに記録された氏名、住居、生年月日及び顔写真の情報を読み取る方法に変更されます。

3. 電気通信事業者が行わなければならない手続について

(1) 届出事項の変更等

届出電気通信事業者は、主に以下の場合に、電気通信事業法に基づく変更届出等を行うことが義務付けられているため、適切にご対応ください。

- 氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）・住所・電話番号・メールアドレスに変更があったとき（法第 16 条第 3 項）
- 外国法人等が国内代表者等を変更したとき又は国内代表者等の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）・住所・電話番号・メールアドレスに変更があったとき（法第 16 条第 3 項）
- 業務区域・電気通信設備の概要（事業用電気通信設備を設置する場合）を変更しようとするとき（法第 16 条第 4 項）
- 提供する電気通信役務を変更したとき（法第 166 条第 1 項及び施行規則第 10 条 1 項）
- 電気通信事業の全部の譲渡しがあったとき又は電気通信事業者について合併・分割・相続があったとき（電気通信事業者の地位を承継した者が届出）（法第 17 条第 2 項）
- 電気通信事業の全部（一部）を休止・廃止したとき（法第 18 条第 1 項）
- 法人が合併以外の事由で解散したとき（法第 18 条第 2 項）

詳細は、以下の URL をご確認ください。

○電気通信事業参入・変更手続の案内

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/denkitsushin_suishin/tetsuzuki/index.html



<届出の手続に関するお問合せ先>

総合通信局等	連絡先 (Tel)	管轄区域
北海道総合通信局 電気通信事業課	011-709-2311 (内線 4705)	北海道
東北総合通信局 電気通信事業課	022-221-0630	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東総合通信局 電気通信事業課	03-6238-1675	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
信越総合通信局 電気通信事業課	026-234-9948	新潟県、長野県
北陸総合通信局 電気通信事業課	076-233-4422	富山県、石川県、福井県
東海総合通信局 電気通信事業課	052-971-9403	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿総合通信局 電気通信事業課	06-6942-8518	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国総合通信局 電気通信事業課	082-222-3378	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国総合通信局 電気通信事業課	089-936-5043	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州総合通信局 電気通信事業課	096-326-7824	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合通信事務所 情報通信課	098-865-2302	沖縄県

(2) 電気通信業務の休止及び廃止に係る利用者周知義務について

①基礎的電気通信役務に係る電気通信業務の場合（法第 26 条の 4）

電気通信業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その範囲が地域単位区域（一部役務を除き¹市区町村単位）以上の場合、休廃止日の前日から起算して 1 年前の日を期限として利用者に周知する必要があります（ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ない場合については対象外となります。）。

また、周知開始日の前日から起算して 30 日前の日までに総務大臣に周知事項等を届け出る必要があります。

②その他の電気通信業務（基礎的電気通信役務に係るもの以外の電気通信業務）の場合（法第 26 条の 5）

電気通信業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その範囲が都道府県単位以上の場合、休廃止日の前日から起算して 30 日前の日を期限として利用者に周知する必要があります（ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ない場合については対象外となります。）。

また、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務（①指定電気通信役務、②周知開始日が属する年度の前年度の末日における契約数（卸電気通信役務を提供している場合には卸先の契約数を自らの契約数に含む。）が 100 万以上であり、かつ有償の電気通信役務）については、周知開始日の前日から起算して 30 日前までに総務大臣に周知事項等を届け出た上で、休廃止日の前日から起算して 1 年前の日を期限として利用者に周知する必要があります。

具体的な制度の内容については、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」第 8 章（業務の休廃止に係る周知等）を参照してください。

○ 「電気通信消費者情報コーナー」の「消費者保護ルール」ページ内

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/shohi.htm



お問合せ先：総務省 総合通信基盤局 消費者契約適正化推進室

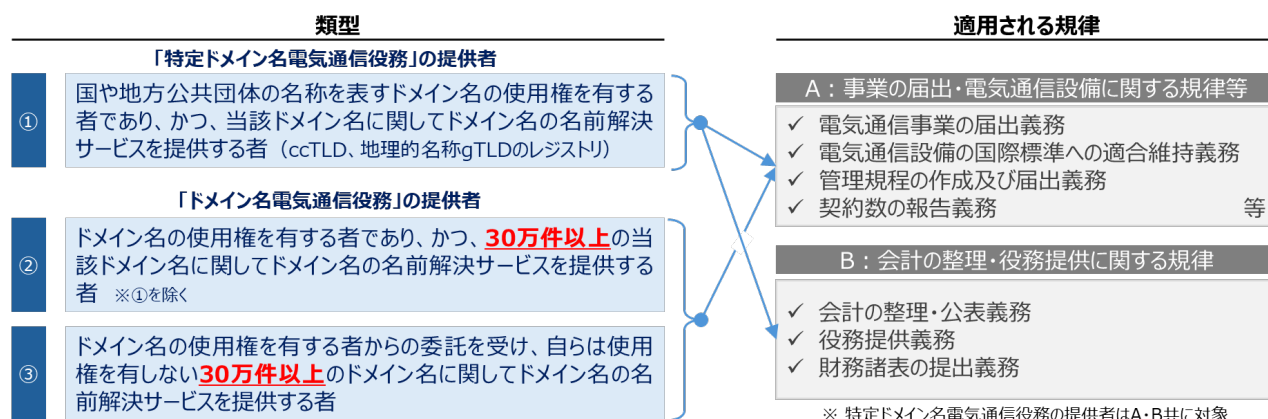
電話：03-5253-5488 e-mail：zigyouhou-cppc@soumu.go.jp

¹ 電気通信事業法施行規則第 4 条第 4 項参照

(3) ドメイン名の名前解決サービスを提供する者が行わなければならない

届出等について

DNSサーバを運用してドメイン名の名前解決サービスを提供する電気通信事業者のうち、以下の図の①～③のいずれかの類型に該当する者は電気通信事業法の規律が適用され、電気通信事業法第16条第1項の規定による届出等を行う必要があります。



詳細は、以下のURLをご確認ください。

○ドメイン名電気通信役務の信頼性等の確保

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/domain/index.html



お問合せ先：総務省 総合通信基盤局 データ通信課
電話：03-5253-5853

4. 電気通信事業者が行わなければならない報告について

総務省では、電気通信事業報告規則に基づき、以下のとおり電気通信事業者に報告を求めています。主な報告対象は以下（１）から（３）のとおりです。

全ての報告対象、報告様式及び報告先メールアドレス等は、以下のURLに掲載しております。URLに掲載の報告様式のファイルには、解説等ございますので、ご確認ください。

○電気通信事業報告規則関係

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/houkoku_kisoku.html



（１）契約数等状況報告について

固定電話、携帯電話、ブロードバンドサービス等を提供し、報告対象に該当する電気通信事業者は、電気通信事業報告規則第２条の規定に基づき、対象となるサービスの契約数等を総務大臣に報告する必要があります。

報告先：様式毎に異なるため以下のURLでご確認ください。

https://www.soumu.go.jp/main_content/001084045.pdf



（２）利用者数平均の報告について

電気通信事業報告規則第２条第３項の表に掲げる電気通信事業者又は第三号事業を営む者は、同表に掲げる電気通信役務について、前年度における１か月当たりの利用者数の平均が、以下の①②の場合、毎報告年度経過後１か月以内に、様式１５の６により総務大臣に報告しなければならない。

①料金の支払いを要しないものについては、900万以上の場合

②料金の支払いを要するものについては、450万以上の場合

利用者の数の平均の算定方法等については、

「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインの解説」6-1-3-1も御確認ください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/telecom_perinfo_guideline_intro.html



(3) 利用者保護のための報告について

次表の太枠「対象役務」を取り扱う電気通信事業者は、電気通信事業報告規則第4条の10の規定に基づき、①から③までの「報告事項」を総務大臣に報告する必要があります。

	対象役務	報告事項		報告時期	様式
		サービスに関する事項	対象者に関する事項		
①	説明義務対象の役務のうち、役務種類ごとの契約者数が1万以上の役務	- サービス名 ※利用者に対し表示している固有の名称 - サービスのウェブサイトアドレス	名称 法人番号 電話番号 電子メールアドレス	毎四半期末後1ヶ月以内 (例: 令和2年9月末の状況を同年10月末までに報告が必要)	第23の13
②	初期契約解除対象の役務のうち、役務種類ごとの契約者数が1万以上の役務	- 初期契約解除制度の対象契約の締結件数、解除件数 - 確認措置の対象契約の締結件数、申出件数、解除件数 ※対象契約は新規契約を指す。		毎四半期末後2ヶ月以内 (例: 令和2年7月から9月末までの状況を同年11月末までに報告が必要)	第23の14第1表又は第2表
③		- 媒介等業務受託者の名称、届出番号、法人番号、連絡先(電話番号等)、階層番号、利用者に接する業務の有無 - 不明な部分は「不明」と記入し、理由を記載		毎年度末後2ヶ月以内 (例: 令和2年度末の状況を令和3年5月末までに報告が必要)	第23の15

報告先：総務省 総合通信基盤局 消費者契約適正化推進室 報告規則担当
 e-mail：zigyouhou-cppc@ml.soumu.go.jp

(4) ブロードバンドに関するユニバーサルサービス制度で求められる届出

及び報告等について

(I) ブロードバンドに関するユニバーサルサービス制度の概要

人口減少に伴う採算性の悪化や離島・山間地等の地理的条件により光ファイバ基盤の維持が課題となることを踏まえ、

- ① 「下り名目速度 1 Mbps 以上のデータ伝送役務 ^(※1)」を提供する電気通信事業者から徴収する負担金を原資として、
- ② 「下り名目速度 30Mbps 以上の FTTH、CATV インターネット等 ^(※2)」を提供する電気通信事業者のうち、総務大臣の指定を受けた者（第二種適格電気通信事業者）に対し、当該役務の提供に要する維持管理費用の一部を交付金として交付することを目的として創設された制度です。

(II) 届出及び報告等の概要

①の役務を提供する電気通信事業者等は、下のとおり報告等をする必要があります。

● 電気通信役務の提供に係る収益の額が 10 億円を超えることの報告

対象者：①の役務を提供する電気通信事業者のうち、前事業年度の電気通信役務の提供に係る収益額 10 億円を超えた事業者

提出内容：事業年度経過後、電気通信役務の提供に係る収益の額を算定 ^(※3) し、その額が 10 億円を超える場合は、その旨 ^(※4) を記載した書類

提出期限：8 月末までに基礎的電気通信役務支援機関 ^(※5) に提出

● 回線数等の報告

対象者：・①の役務を提供する電気通信事業者（収益の額が 10 億円を超える者に限る）

- ・卸電気通信役務を利用して FTTH アクセスサービスを提供する一部の事業者
- ・仮想移動電気通信サービスを提供する一部の事業者

報告内容：毎月末の回線数等の状況

なお、当分の間は 3 月末の回線数等の状況のみとなります

報告期限：翌々月の 20 日（例：3 月末の回線数等の状況を 5 月 20 日までに報告）

②の役務（BB ユニバサービス）を提供する電気通信事業者は、下のとおり届出等をする必要があります。

● 契約約款の届出・揭示義務

対象者：BB ユニバサービスの契約数（卸電気通信役務を利用して提供する BB ユニバサービスの契約数を含む。）の合計が 30 万を超える者又は第二種適格電気通信事業者

届出・揭示内容：BB ユニバサービスに係る契約約款

届出・揭示期限：BB ユニバサービス契約数の合計が 30 万を超えた四半期の次の四半期末までに契約約款を届出・揭示

● 電気通信回線設備に対する技術基準適合維持義務

対象者：アクセス回線設備を設置又は接続形態を用いて BB ユニバサービスを提供する事業者

届出内容：データ伝送役務を提供するために提出が求められる事項及び名目速度に関する国際的な標準への適合状況に関する説明書

届出期限：当該設備の使用開始日までに届出。変更の場合は遅滞なく届け出る必要がある。

● 町字ごとの毎年度末時点に係る電気通信回線設備の規模等の状況の報告^(※6)

対象者：自ら設置したアクセス回線設備を用いて BB ユニバサービスを提供する事業者

報告内容：町字ごとの提供可能世帯数割合^(※7)が 50%を超えるかどうか、当該割合が 50%を超えてから 1 年を経過しているかどうか及び町字ごとの自ら設置するアクセス回線設備の全部又は一部の所有者が地方公共団体であるかどうか

報告期限：8 月末

※1：電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」といいます。）第 7 条第 2 号に掲げる電気通信役務のうち、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」といいます。）第 40 条の 7 の 2 に掲げる役務を除いたもの

※2：施行規則第 14 条の 3 に掲げる FTTH アクセスサービス、CATV アクセスサービス（HFC）及び専用型ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス

※3：第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和 7 年総務省令第 16 号。以下「第二号算定等規則」といいます。）第 27 条第 1 項に掲げる方法により算定した音声伝送役務、専用役務及びデータ伝送役務の提供に係る収益の額

※4：第二号算定等規則第 28 条第 1 項各号に掲げる収益の額、事業会計の始期及び終期並びに収益の額の算定根拠

※5：法第 106 条第 1 項の規定に基づき総務大臣が指定した一般社団法人電気通信事業者協会

※6：詳しくは、以下の URL 下部（電気通信回線設備の規模等の報告）をご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/universalservice/index.html



※7：右式により算出される世帯数の割合

（自ら設置したアクセス回線設備を用いて）
ブロードバンドのユニバーサルサービスの提供が可能な世帯数
当該町字における全世帯数

お問合せ先

（制度全般）：総務省 総合通信基盤局 基盤整備促進課

電話：03-5253-5817 e-mail：broadband2020-jimu@ml.soumu.go.jp

（５）各種漏えい等事案の報告について

電気通信事業法第 28 条第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる通信の秘密の漏えい又は特定利用者情報の漏えいがあった場合は、発覚後速やかに第一報を報告するとともに、当該漏えいを知った日から 30 日以内に報告書の提出が義務付けられています。報告先は、報告元である電気通信事業者の本社所在地を管轄する総合通信局等※です。

電気通信業における個人データの漏えい等事案の報告については、6（１）をご参照ください。

- 電気通信事業における通信の秘密の漏えい事案の報告

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/rouei_houkoku.html



- 特定利用者情報の漏えい時の報告

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/tokuteiriyoujoho/index.html



※報告先の総合通信局等の連絡先等は、以下のとおりです。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000806670.pdf



お問合せ先：総務省 総合通信基盤局 利用環境課

電話：03-5253-5847

(6) 電気通信事故報告について

電気通信事故等が起こった場合には総務大臣に状況を報告する必要があります。

重大な事故の場合：速やかに状況を報告 + 30 日以内に様式により詳細報告

重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態の場合

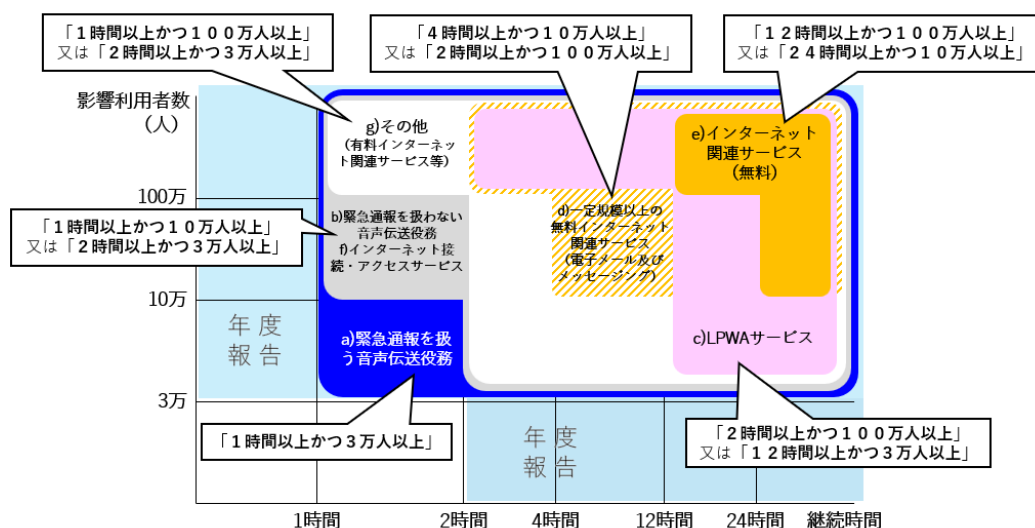
：速やかに状況を報告 + 30 日以内に様式により詳細報告

重大な事故以外の事故の場合：報告年度毎に、毎報告年度経過後 2 ヶ月以内に報告

提供する電気通信サービスについて、電気通信設備の故障により、「役務の提供の停止」又は「品質の低下」が発生した場合、総務省（本省及び総合通信局等。以下同じ。）に対して、①以下の図にある a)～g) の 7 つのサービス区分毎の基準を満たす場合には「重大な事故の報告」として、その速やかな報告等が必要になります。また、②多くの利用者に影響を及ぼす重大な事故につながる可能性が高い事業用電気通信設備について、「重大な事故が生ずるおそれ」があると認められる事態が発生した場合も、総務省への報告が必要になります。

この他、③電気通信設備の故障により、電気通信サービスの全部又は一部の提供を停止又は品質を低下させた事故（①の事故を除く）であって、その影響利用者数が 3 万人以上又は継続時間が 2 時間以上である場合は、「年度報告（報告規則第 7 条の 3 関係）」を提出する必要があります。電気通信設備以外の設備の故障により、電気通信サービスの提供に支障をきたした事故であって、影響利用者数が 3 万人以上又は継続時間が 2 時間以上である場合についても「年度報告」の提出の必要があります。

なお、電気通信事業法令で定められた上記の通信事故以外であっても、その規模等に応じて、ホームページ等での迅速・適切な事故・障害情報の提供を利用者視点に立つて行うとともに、総務省への任意での報告のご協力をお願いします。



【図：電気通信事故に関する報告基準】

- 「重大な事故の報告」について、第一報では、報告書類を正式に準備する必要はありません。その時点で判明している事項のみを、電話又は電子メール等により総務省へ速やかに報告してください。

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/jiko/judai.html

電話：03-5253-5858（直通）

報告受付用電子メールアドレス：anshin@ml.soumu.go.jp



- 「重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態の報告」について、第一報では、報告書類を正式に準備する必要はありません。その時点で判明している事項のみを、電話又は電子メール等により総務省へ速やかに報告してください。

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/jiko/osore.html

報告受付用電子メールアドレス：anshin@ml.soumu.go.jp



- 「年度報告（報告規則第7条の3関係）」について、報告年度毎に、毎報告年度経過後2ヶ月以内に総務省へ報告してください。

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/jiko/nendo.html

報告受付用電子メールアドレス：nendohoukoku-jiko@soumu.go.jp



- 事故報告制度の概要については、以下の総務省ホームページをご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/jiko/index.html



- 事故への該当に関する判断基準については、「電気通信事故等に係る電気通信事業法関係法令の適用に関するガイドライン」も併せてご参照ください。

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/jiko/handan.html



- 重大な事故等については、事故発生当事者である電気通信事業者のみならず、通信業界における事故の再発防止や被害の軽減を目的として、外部有識者で構成する電気通信事故検証会議において検証を行い、検証から得られた教訓等を取りまとめ、毎年度報告書を公表し、事業者団体への周知等を行っておりますので、ご参照ください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/tsuushin_jiko_kenshou/index.html



お問合せ先：総務省 総合通信基盤局 安全・信頼性対策課

電話：03-5253-5858 e-mail：anshin@ml.soumu.go.jp

5. 消費者保護のための取組について

(1) 消費者保護ルールについて

総務省では、平成27年以降、累次にわたり、電気通信事業法における消費者保護ルールを強化しています。

令和5年には、電気通信事業法施行規則を改正し、電気通信事業者に課している販売代理店に対する指導等措置義務に関し、販売代理店に求められる必要な能力や体制の明確化等を図りました。また、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」を改正し、適合性の原則に反する不適切な業務運営が広汎に認められる場合には、委託元である電気通信事業者による指導等の措置が適切に果たされているかが問題となり得る旨を明らかにしたほか、その後も必要に応じて随時の改正を行っております。

(2) 消費者保護ルールの遵守徹底

電気通信事業者が遵守すべき消費者保護ルールを具体的に解説したガイドラインを公表しています。必ずご一読頂き、消費者保護の徹底を図っていただくようお願いします。

○「電気通信消費者情報コーナー」の「消費者保護ルール」ページ

- ・「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」
- ・消費者保護ルールの解説図
- ・制度改正（令和4年7月1日施行）の特集コンテンツ・Q&A等を掲載

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/shohi.htm

※消費者保護の取組みや行政指導の状況については、同コーナーの

「トップページ」も併せてご参照ください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/s-jyoho.html



<参考：業界団体のガイドライン>

○電気通信事業者の営業活動に関する自主基準及びガイドライン（電気通信サービス向上推進協議会） <https://www.tca.or.jp/information/eigyokatsudo.html>



(3) 「消費者保護ルール実施状況のモニタリング」について

総務省では、消費者保護政策委員会において、電気通信サービスの苦情分析や販売現場での説明状況の調査を実施し、改善すべき事項について指摘を行っておりますのでご参照ください。

○情報通信審議会電気通信事業政策部会消費者保護政策委員会

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/shohishahogo/index.html



お問合せ先：総務省 総合通信基盤局 消費者契約適正化推進室
電話：03-5253-5488 e-mail：zigyouhou-cppc@soumu.go.jp

6. 利用者に関する情報の適正な取扱いの確保及び通信の秘密の適切な確保について

(1)「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」について

電気通信事業は通信の秘密と直接関わる事業であって極めて高い公共性を有しており、また、プライバシー性の高い情報を取り扱うことも想定され、不適正な取扱いがなされると個人に大きな被害を及ぼすおそれがあります。このため、「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」では、電気通信事業者に対し、通信の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いについて具体的な指針を示し、プライバシー保護と電気通信役務の利便性の向上を図ることを目的としています。

電気通信業においては個人情報保護委員会の権限の一部が総務省に委任されており、電気通信業における個人データの漏えい等その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものがあつた場合は、当該事態を知った日から30日以内（一部の場合は60日以内）に報告書の提出が義務付けられています。報告先は、通信の秘密の漏えい又は特定利用者情報の漏えいの報告先（4（5））と同様に、報告元である電気通信事業者の本社所在地を管轄する総合通信局等です。

なお、本ガイドラインは、個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和7年個人情報保護委員会規則第2号）の施行を受け、令和7年9月26日に改正されています。最新版ガイドラインを御確認ください。

● 電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/telecom_perinfo_guideline_intro.html

https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines/#communication_g



● 電気通信業における個人データの漏えい等事案の報告

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/denkitsushin_rouei.html



(2)「通信の秘密の確保に支障があるときの業務の改善命令の発動に係る指針」について

「通信の秘密の確保に支障があるときの業務の改善命令の発動に係る指針」（以下「執行指針」という。）は、電気通信事業法第29条第1項第1号に基づく業務改善命令の発動基準や事例を示したものです。

● 執行指針の目的等

総務大臣は、「電気通信事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があるとき」に、電気通信事業法第 29 条第 1 項第 1 号に基づき業務方法の改善等の措置を命ずることができます（以下「業務改善命令」という。）。通信の秘密の確保に関する考え方を明らかにし、業務改善命令を発動する基準や事例を指針として典型的に示すことにより透明性・予見性を高めることを目的に、執行指針を公表しています。

● 「通信の秘密の確保に支障があるとき」の考え方等について

通信の秘密とは、個別の通信の内容だけでなく、個別の通信の日時、場所、通信当事者の氏名、電話番号等、通信回数等、それらを知られることにより通信の存否や意味内容を推知されるような事項も含みます。「電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密」を侵した場合（電気通信事業法第 4 条第 1 項、第 179 条第 1 項）は、原則として「通信の秘密の確保に支障があるとき」に該当します。具体的な事例については、執行指針を御確認ください。

⇒https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/privacy.html



（３）「同意取得の在り方に関する参照文書」について

「同意取得の在り方に関する参照文書」（以下「同意参照文書」という。）は、通信の秘密の取得等に関し利用者の有効な同意を得ようとする際の検討に当たり参照すべき内容を示したものです。

通信の秘密を侵害する行為は知得、窃用、漏えいの３類型があるとされていますが、通信の秘密を取得等する場合であっても、利用者の有効な同意がある場合又は違法性阻却事由がある場合には、通信の秘密の侵害に当たらないとされています。したがって、どのような場合であれば、利用者の有効な同意があるか又は違法性阻却事由があると判断できるかは、極めて重要な事項となります。

同意参照文書は、規律を明確化することで、事業者における予見可能性を高めること等の観点から、同意取得の在り方に関する論点について主に整理し、公表したものです。有効な同意取得の検討等にあたっては、同意参照文書を御確認ください。

⇒https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/privacy.html



（４）特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律について

大量の情報を取得・管理などする電気通信事業者を中心に、諸外国における規制などとの整合を図りつつ、利用者に関する情報の適正な取扱いを促進するため、情報取扱規程の策定・届出の義務付け等を定めた特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律が、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 70 号）によって新たに導入され、令和 5 年 6 月 16 日に施行されています。

「利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務」を提供する者として指定された電気通信事業者※は、次の対応をする必要があります。

- ① 情報取扱規程の策定・届出
- ② 情報取扱方針の策定・公表

- ③ 特定利用者情報の取扱状況の評価
- ④ 特定利用者情報統括管理者の選任・届出
- ⑤ 特定利用者情報の漏えい時の報告（４（５）ご参照）

具体的な規律の内容については、以下の総務省ホームページをご参照ください。

- 特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/tokuteiriyoujoho/index.html

- 電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/telecom_perinfo_guideline_intro.html



※ 令和８年７月現在の指定事業者は、以下のとおりです。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000917938.pdf



（５）外部送信規律について

ウェブサイトやアプリを利用する際に、利用者の意思によらず、第三者に自身の情報が送信されている場合に、利用者自身で確認できるようにするため、通知等の義務付け等を定めた外部送信規律が、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和４年法律第 70 号）によって新たに導入され、令和５年６月 16 日に施行されています。

「利用者の利益に及ぼす影響が少くない電気通信役務」を提供する電気通信事業者又は第三号事業を営む者（ウェブサイト運営者、アプリケーション提供者等）は、利用者の端末に外部送信を指示するプログラムを送る際は、あらかじめ、送信される利用者に関する情報の内容等を、通知・公表（容易に知り得る状態に置く）等しなければなりません。

● 「利用者の利益に及ぼす影響が少くない電気通信役務」について

次のような電気通信役務をブラウザ又はアプリケーションを通じて提供する際に、外部送信規律が適用されます。

①メッセージ媒介サービス

他人の通信を媒介する電気通信役務

例）メールサービス、ダイレクトメッセージサービス、チャットサービス等

②ソーシャルネットワーキングサービス等

記録媒体に情報を記録し、当該記録媒体に記録された情報を不特定の利用者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務

例）SNS、電子掲示板、動画共有サービス、オンラインショッピングモール等

③ストリーミングサービス

記録媒体に情報を入力する電気通信を利用者から受信し、当該送信装置に入力された情報を不特定の利用者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務

例）ライブストリーミングサービス、オンラインゲーム等

④検索サービス

入力された検索情報に対応して、当該検索情報が記録された全てのウェブページのドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務

例) オンライン検索サービス

⑤ニュースサイト、各種情報のオンライン提供※

不特定の利用者の求めに応じて情報を送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であって、特定の利用者による情報の閲覧に供することを目的とするもの

例) ニュース配信サービス、気象情報配信サービス、オンライン地図サービス等

※自社の商品販売や自社の説明といった自己の需要のために情報提供している場合は、外部送信規律の対象とならない。

具体的な規律の内容については、総務省ホームページや「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインの解説」の「7 外部送信に係る利用者に関する情報の取扱い（第5章関係）」をご参照ください。

- 外部送信規律

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/gaibusoushin_kiritsu.html

- 電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/telecom_perinfo_guideline_intro.html



(6)「スマートフォン プライバシー セキュリティ イニシアティブ (SPSI)」

スマートフォンに蓄積されアプリ等が収集・利用する利用者情報が、安心・安全な形で活用され、利便性の高いサービス提供につながるように、アプリ提供者も含め多様な関係事業者が直接参照できる利用者情報の適正な取扱いに係る指針として「スマートフォン プライバシー プライバシー イニシアティブ」を公表しています。令和7年9月、新たに青少年保護に関する事項が追加されるとともに、関係事業者が参照しやすいよう、望ましいとされる度合いに応じて記載が整理する等改定が行われておりますので、併せて御参照ください。

- スマートフォン プライバシー セキュリティ イニシアティブ (SPSI)

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/smartphone_privacy.html



お問合せ先：総務省 総合通信基盤局 利用環境課

電話：03-5253-5847

7. 電気通信番号使用計画の認定制度について

電気通信番号（いわゆる電話番号）を使用する全ての電気通信事業者は、以下の2つの手続が必要です。

（１）電気通信番号使用計画の作成・認定申請

電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用しようとする電気通信事業者は、電気通信番号使用計画を作成して事前に総務大臣の認定を受ける必要があります※。

また、認定を受けた電気通信番号使用計画を変更しようとする場合は、変更後の電気通信役務の提供開始前に、変更内容について総務大臣の認定を受ける必要があります。

※固定電話番号を使用した独自の電話転送サービスを提供していない等の一定の条件を満たす場合には、標準電気通信番号使用計画に沿って電気通信番号使用計画を作成することでみなし認定の対象となり、総務大臣への認定申請が省略可能。

（２）電気通信番号使用状況等の報告（毎年6月末まで）

電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用している電気通信事業者は、前年度末時点での番号使用数等を6月末までに総務大臣に報告する必要があります。

●電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）により、電気通信番号制度の見直しを実施しました。

以下の総務省ホームページに、本改正を踏まえた認定申請や報告に関する情報を掲載しておりますのでご覧ください。

・電気通信番号を使用するための手続

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/tel_number/new_framework.html



お問合せ先：総務省 総合通信基盤局 番号企画室

電話：03-5253-5859 e-mail：（認定の申請）bango@soumu.go.jp

（番号の報告）bango-hokoku@soumu.go.jp

※メールでお問い合わせの際は、メールアドレスのお間違いにご注意ください。

8. 「電話転送」に適用される法令について

犯罪収益移転防止法に規定される「電話転送サービス」と、電気通信番号計画に規定される「電話転送役務」では、その定義が異なります。それぞれの法令の適用の有無については、以下を参考にしてください。

	犯罪収益移転防止法 (平成 19 年法律第 22 号)	電気通信番号計画 (令和元年総務省告示第 6 号)
対象となるサービス (電話転送サービス、 電話転送役務の定義)	「電話転送サービス」事業とは、顧客に対し、<u>自己の電話番号を当該顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し</u>、当該顧客宛の若しくは当該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する役務を提供する業務、をいう。	・「電話転送役務」とは、「発信転送」又は「着信転送」を行う電気通信役務をいう。 ・「発信転送」とは、<u>利用者の端末設備等に着信した通信（電気通信番号以外の番号、記号その他の符号を着信先とするものを含む。）について、当該端末設備等を識別する利用者設備識別番号に発信元を変更し、又は新たに設定して、当該利用者が指定する端末設備等に自動的に転送すること※をいう。</u> ・「着信転送」とは、<u>利用者の端末設備等に着信した通信（利用者設備識別番号を着信先とするものに限る。）について、発信先を当該利用者があらかじめ指定した電気通信番号に変更（電気通信番号以外の番号、記号その他の符号を設定することを含む。）し、当該発信先に自動的に転送すること※をいう。</u> ※ 利用者の端末設備等に通信を着信させることなく、これと同等の機能を電気通信事業者が設置する通信の制御機能を有する設備その他の電気通信設備により提供することを含む。
	【注】転送事業者が自ら管理する電話番号（他の電気通信事業者から調達した電話番号を含みます。）を顧客に提供しない場合は、犯罪収益移転防止法の対象にはなりませんが、電気通信番号計画の対象になる可能性があります。	
事業者の義務	・取引時確認義務（本人特定事項、取引目的、事業内容、実質的支配者の確認、ハイリスク取引に係る確認） ・確認記録の作成、保存 ・取引記録の作成、保存 ・疑わしい取引の届出 ・取引時確認等を的確に行うための措置	・電気通信番号使用計画の作成及び認定申請 － 通報者の位置情報等を誤認させるおそれのある緊急通報を不可能とする措置 － 取引時確認義務（本人特定事項の確認） － 利用者の活動の拠点が番号区画の区域内にあることの確認 － 固定端末系伝送路設備の一端が、利用者の活動の拠点到設置されていることの確認 － 050 I P 電話における総合品質又はこれと同程度の音声伝送品質を満たしていることの確認 ・電気通信番号の使用状況の報告（年 1 回）

※ スマートフォン等のアプリにより提供される音声通話サービスに関しても、そのサービス提供に際し、利用者の発信を電話番号を使用してゲートウェイ装置に接続させる等により転送処理を行う場合には、上記の「電話転送サービス」及び「電話転送役務」に該当し、それぞれ規定されている取引時確認等の義務の履行が求められます。

また、これらサービス事業を営もうとする場合には、電気通信事業法第 16 条の届出等が必要になります。

お問合せ先：犯罪収益移転防止法関係：総務省 総合通信基盤局 利用環境課
電話：03-5253-5487

電気通信番号計画関係：総務省 総合通信基盤局 番号企画室
電話：03-5253-5859

9. 犯罪収益移転防止法の本人確認等について

(1) 本人確認方法

電話受付代行業・電話転送サービス事業者は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）に基づき、顧客に対する取引時確認や疑わしい取引の届出等が義務付けられています。また、本人確認記録を作成し、保存する必要があります。

● 犯罪収益移転防止法の対象となる「電話受付代行業者」、「電話転送サービス事業者」

電話受付代行業者

顧客に対し、自己の電話番号を当該顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛ての電話（FAXを含む。）を受けてその内容を顧客に連絡するサービスを提供する業務を行う者

電話転送サービス事業者（電話転送サービス事業は、電気通信事業法第16条の届出等が必要となります。）

顧客に対し、自己の電話番号を当該顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛ての又は当該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送するサービスを提供する業務を行う者

● 犯罪収益移転防止法に規定される義務等

取引時確認手続き

対象事業者は、契約の締結時において、顧客に対して以下の事項を確認しなければなりません。

- ①本人特定事項（個人の場合：氏名・住居・生年月日 法人の場合：名称・所在地）
- ②取引を行う目的 ③職業（個人の場合）又は事業内容（法人の場合）
- ④実質的支配者※（法人の場合） ⑤資産及び収入の状況（ハイリスク取引の一部の場合）

本人確認の方法は概ね以下のとおりです。

※令和9年4月の施行規則改正後の方法は次ページ（2）をご参照ください

対面手続の場合：顔写真付きの本人確認書類の提示を受ける方法

非対面手続の場合：本人確認書類又はその2通の写しの送付を受け、記載の住居に宛てて取引に係る文書を本人限定受取郵便等により送付する方法
：写真付き本人確認書類の画像と本人の容貌画像の送信を受ける方法
：写真付き本人確認書類のICチップ情報と本人の容貌画像の送信を受ける方法

＜本人確認書類の例＞

個人の場合：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等

法人の場合：登記事項証明書、印鑑登録証明書、実質的支配者情報一覧の写し（※）等

※令和4年1月31日より実質的支配者リスト制度が開始されています。

※詳細な本人確認書類の種類及び確認の方法は、末尾記載の総務省HPをご参照ください。

疑わしい取引

電話受付代行業・電話転送サービス事業を遂行するに当たり、犯罪収益等の隠匿又は薬物犯罪収益等の隠匿を意図した利用が疑われる契約があった場合、総務省（下記お問い合わせ先）に届け出る必要があります。

※疑わしい取引の参考事例につきましては、本項末尾記載の総務省HPをご覧ください。

本人確認記録の作成・保存

取引時確認記録の作成・保存：取引時確認を行った場合には直ちに取引時確認記録を作成し、契約が終了した日から7年間は保存しておく必要があります。

事業者に対する監督・刑事罰等

事業者による取引時確認義務等の履行を確保するため、総務大臣は報告徴収、立入検査等を行うことができ、これに対する虚偽報告等は刑事罰の対象となります。また、総務大臣は、取引時確認義務等に違反していると認めるときは、是正命令を行うことができ、これに従わない場合も刑事罰の対象となります。

1. 犯罪収益移転防止法について（電話受付代行業・電話転送サービス事業者向け）
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/money/top.html



2. 実質的支配者リスト制度の創設（法務省）
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00116.html



（２）犯罪収益移転防止法施行規則の改正について

令和9年4月1日から個人や法人代表者に対する取引時確認手続きの方法が変わります。対面手続き、非対面手続きのいずれにおいても原則本人確認書類に組み込まれた IC チップに記録された情報の読み取りが必要になります。また、本人確認書類の写しによる確認は原則不可となります。

犯罪収益移転防止法に基づく本人特定事項の確認方法の見直しが行われ、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクの高い確認方法の廃止等を内容とする犯罪収益移転防止法施行規則の改正が令和9年4月1日から施行されます。施行後は、改正後の法令に基づく対応をお願いします。

● 改正後の取引時確認手続き（対面手続きでの主な方法）

- ① 写真・ICチップ付き本人確認書類については、当該本人確認書類の提示を受けるとともに、当該書類に組み込まれた IC チップに記録された情報を読み取り、映像面に表示させる方法。
- ② 写真付き IC チップなし本人確認書類（身体障害者手帳等）については、当該本人確認書類の提示を受けるとともに、取引関係文書を転送不要郵便物等として送付する方法。
- ③ 写真なし IC チップ付き本人確認書類（写真のないマイナンバーカード等）については、当該本人確認書類の提示を受けるとともに、当該書類に組み込まれた IC チップに記録された情報の読み取り等を行い、かつ、取引関係文書を転送不要郵便物等として送付する方法。
- ④ 写真なし IC チップなし本人確認書類については、偽造・改ざん対策が施された本人確認書類（住民票の写し等）に限り用いることができるとし、当該本人確認書類の提示を受けるとともに、取引関係文書を転送不要郵便物等として送付する方法。
- ⑤ 上記方法が実施困難である非居住外国人等については、写真付き本人確認書類の提示を受ける現行の方法が存置されます。

非対面での手続きについても、本人確認書類の画像の送信や写しの送付を受ける方法は廃止され、原則 IC チップ情報の送信や本人確認書類の原本の送付を受ける必要があります。上記は主な方法を掲載したものです。詳細な本人確認書類の種類及び確認の方法は、公布済みの改正命令等をご参照ください。

お問合せ先：総務省 総合通信基盤局 利用環境課

電話：03-5253-5847

10. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインについて

我が国政府は、令和3年8月にFATF（※1）第4次対日相互審査報告書が公表されたことを契機として、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」を策定しています。総務省は、本行動計画を踏まえ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の実効的な体制整備の取組を促進することを目的として、「電話受付代行業及び電話転送サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定・公表しました。（ガイドラインの内容は、随時見直しを行っていきます。）

今年度も、本ガイドラインを踏まえたマネロン・テロ資金供与対策への対応状況等について、総務省として適切にモニタリングを行うため、アンケート調査等を実施させていただく予定です。

（※1）FATFとは「Financial Action Task Force(金融活動作業部会)」のことであり、マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策における国際協力を推進する政府間会合。38の国・地域及び2国際機関が参加している。

- 電話受付代行業及び電話転送サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（総務省HP）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000810738.pdf



- 教えて！マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策（財務省HP）

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/2.measures.html



タリバーン関係者、北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者、イランの核活動等に関与する者等（以下「タリバーン関係者等」という。（※2）に対しては、外国為替及び外国貿易法に基づいて、資産凍結等の措置（※3）が講じられています。

（※2） タリバーン関係者等のリスト

https://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html



（※3） 資産凍結等の概要

https://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/gaiyou.html



（※4） 制裁対象者のために制裁対象者以外の名義で行われる支払等及び資本取引や、制裁対象者以外の第三者が制裁対象者の指示又は依頼を受けて制裁対象者のために行う支払等及び資本取引も制裁の対象となります。

このため、タリバーン関係者等に関係する取引である疑いがある場合には、疑わしい取引の届出を行うよう要請しているところです。電話転送サービス事業者・電話受付代行業者のみなさまにおかれましては、引き続きご協力をお願いします。なお、資産凍結等の措置に関する情報について、メールマガジンを配信しています。詳細は上記、総務省ホームページからご確認ください。

お問合せ先：総務省 総合通信基盤局 利用環境課

電話：03-5253-5847

1 1. 電気通信紛争処理委員会の紹介

電気通信事業者間トラブルにお悩みの法務担当の皆様、
一度、電気通信紛争処理委員会へ相談してみませんか？

相談窓口（事業者間トラブル用）

TEL：03-5253-5500

【電話受付時間】平日 9:30～12:00/13:00～17:00

E-mail：soudan@ml.soumu.go.jp

（１）電気通信紛争処理委員会の概要

高度な専門性
法律、経済・会計、
通信工学などの有識者が
多様化する紛争に対応

無料・非公開
手数料無料・非公開で
当事者負担を軽減
事業者相談にも対応

早期の解決
6割を超える事案が
平均3～4か月程度
で解決

公正・中立な立場
総務省の許認可部門
とは独立した公正・中立な
立場で問題解決

（２）電気通信紛争処理委員会の主な機能

① あっせん

事業者の間に紛争が生じた場合に、委員会が指名するあっせん委員が両当事者の間に入り、必要に応じあっせん案を提示するなど双方の歩み寄りを促すことにより解決を図る制度です。両当事者の合意により進められ、強制されることはありません。

② 仲裁

事業者の間に紛争が生じた場合に、両当事者が、委員会が指名する3人の仲裁委員が行う仲裁判断に服することに合意して行われる紛争解決の制度です。仲裁判断には、確定判決と同一の効力が発生します。

③ 相談窓口

委員会事務局では、専用の電話・メールを設け、事業者の間で協議が難航した場合の相談に応じ、制度や手続の説明、関係法令の紹介・説明等を行っています。

※ 上記のほか、接続協定の細目等の裁定（いわゆる「大臣裁定」）等に関し、総務大臣から諮問を受けて審議・答申を行ったり、競争ルールの改善点について、総務大臣に対し勧告を行ったりしています。

（３）紛争処理制度が利用できるケース

以下のようなケースでご利用いただけます。



電気通信事業者

VS

電気通信事業者



例



コンテンツ配信事業者等

VS

電気通信事業者



- 卸電気通信サービスの提供に関する契約の協議が調わないとき
- 電気通信設備の接続・共用に関する協定の協議が調わないとき
- 電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定の協議が調わないとき
- 電気通信サービスの円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約の条件等についての協議が調わないとき

- コンテンツ配信事業等を営むに当たって利用すべき電気通信サービスの提供に関する契約の条件等について協議が調わないとき

より詳しく知りたい場合はホームページをご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/

電気通信紛争処理

検索



お問合せ先：総務省 電気通信紛争処理委員会事務局

電話：03-5253-5500 e-mail：soudan@ml.soumu.go.jp

1 2. 対内直接投資等に係る事前届出について

外国投資家が、届出電気通信事業者の日本の企業に対して、一定の投資（株式取得や外国法人の関係者の役員就任等）を行う場合は、外国為替及び外国貿易法（外為法）の規定に基づき、当該投資について事前届出を提出する必要があります。外国投資家から出資等を受ける場合は、外国投資家に外為法に基づく手続が必要である旨をお伝えください。

なお、令和8年5月に外為法の一部を改正する法律が成立し、対内直接投資審査制度の見直しが行われました。外国投資家による投資等に際して必要となる事前届出の範囲や手続の内容について変更が予定されておりますのでご注意ください。施行は公布（令和8年6月5日）から1年以内の政令で定める日となります。

対内直接投資審査制度の詳細は、下記サイトを御確認ください。

事前届出が必要な場合の例

- ①外国投資家（非居住者である個人、外国の会社、これらの者から50%以上出資を受けている本邦の会社等）が、②届出電気通信事業者である日本の企業に対して、③1株（端株も含む）以上の株式取得を行う場合
- ①外国投資家が、②届出電気通信事業者である日本の企業に対して、③外国法人の関係者を役員として就任させることについて株主総会において同意する場合

（注）電気通信事業法第16条の届出をした電気通信事業者は、事前届出の必要な業種を営む企業に該当。



<参考> 対内直接投資審査制度について（財務省サイト）

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/fdi/index.htm



お問合せ先：財務省 国際局 調査課 投資企画審査室（制度について）

電話：03-3581-4111 e-mail：gaitame-fdi-1@mof.go.jp

日本銀行 国際局 国際収支課 外為法手続グループ（手続について）

電話：03-3277-2107

総務省 サイバーセキュリティ統括官室（事前届出の対象事業について）

電話：03-5253-5431

13. 販売代理店の届出等の義務について

(1) 販売代理店における届出の義務

電気通信事業者等から委託を受けて携帯電話サービス、光ファイバ（FTTH）インターネットサービス等の電気通信サービス^{※1}の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行おうとする者は届出が必要です。また、届け出た内容に変更等が生じたときは、遅滞なく、変更の内容を届け出る必要があります。（変更届出、廃止届出、承継届出、解散届出）なお、総務省令で定める軽微な変更^{※2}については、届出が不要となります。

※1 届出の対象となる通信サービス:携帯電話端末サービス、光ファイバインターネットサービス、CATVインターネットサービス、ISPサービス、電話サービス、IP電話サービス、DSLアクセスサービス、公衆無線LAN 等

※2 総務省令で定める軽微な変更

- ・委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者の氏名又は名称及び住所
- ・当該媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称及び住所

電気通信事業者には、委託先の販売代理店に対して届出を行ったかの確認及び届出を行っていない場合の遵守を求める指導の義務が設けられています。

届出を行わなかった場合には代理店が罰則の対象となる他、指導する電気通信事業者についても業務改善命令の対象となりますので、電気通信事業者の皆様においては、販売代理店への届出義務に関する指導をしていただくよう、お願いします。

令和4年度より、「販売代理店電子届出システム」の運用を開始し、インターネットで届出が可能になりました。利用方法は下記URLからご確認ください。

○ 総務省HP「販売代理店届出制度」

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/135414.html



届出手続や届出の要否に関する問合せは、届出者の本店所在地（個人であれば住所）を管轄する総合通信局等の担当課です。

(2) 販売代理店を対象とした定期報告義務

届出を行った販売代理店のうち、電気通信事業法第26条第1項第1号又は第2号に掲げる電気通信役務^{※3}を取り扱う者は、毎年^{※4}、店舗情報や再委託先情報を総務大臣に定期的に報告する必要があります。

※3 第26条第1項第1号又は第2号に掲げる電気通信役務

- | | |
|-----------------------------------|----------------------|
| ・MNOの携帯電話端末サービス | ・MNOの無線インターネット専用サービス |
| ・MVNOの期間拘束あり無線インターネット専用サービス | ・MVNOの携帯電話端末サービス |
| ・FTTHアクセスサービス(足回り回線) | ・CATVアクセスサービス(足回り回線) |
| ・分離型のISPサービス(FTTH及びCATVインターネット向け) | ・分離型のISPサービス(DSL向け) |

※4 毎年3月末時点の状況を5月末までに報告する必要があります。

報告は、「販売代理店電子届出システム」にて、オンラインで行います。詳細な報告方法等は下記URLからご確認ください。

○ 総務省HP「販売代理店の報告制度」

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/146657.html

